

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

 所長

審査請求人が平成26年8月21日付けで提起した生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成26年6月25日付けで行った生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成26年6月25日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（以下「法」という。）第63条に基

づく費用返還決定処分（以下「本件返還決定」という。）の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

処分庁が決定したことは、実情を無視したものであり、不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成26年1月31日付けで、処分庁は請求人世帯の保護を開始したこと。

(2) 処分庁は請求人に対して、平成26年6月25日付けで「請求人の妻（以下「妻」という。）のA銀行他2行の開始時未申告預貯金があり、過支給が発生したため」との理由により本件返還決定を行い、通知したこと。なお、返還決定額は269,458円とされたこと。

(3) 平成26年10月1日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成26年1月31日 請求人は、処分庁に対して法に基づく保護の開始申請を行った。

イ 平成26年2月7日 処分庁は、請求人に対する保護の開始決定を行い、請求人と請求人の内縁の妻（以下「妻」という。）の2人世帯として申請日に遡り保護を開始した。

ウ 平成26年2月18日 処分庁は、法第29条による金融機関

の調査（以下「法第29条調査」という。）に対するA銀行からの回答を収受し、保護開始日における妻名義の口座（以下「本件口座」という。）に346,102円（普通預金246,102円、定期預金100,000円）の預貯金があることが判明した。

エ 平成26年2月20日 処分庁は、妻に対し、本件口座について確認をしたところ、本件口座の存在を把握しておらず、妻の妹が、児童福祉施設に入所中の妻の子のために管理している口座ではないかとのことであった。

オ 平成26年2月27日 処分庁は、法第29条調査に対するB銀行からの回答を収受し、保護開始日における請求人名義の口座に11円の預貯金があることが判明した。

カ 平成26年3月10日 処分庁は、法第29条調査に対するC銀行からの回答を収受し、保護開始日における妻名義の口座に10円の預貯金があることが判明した。

キ 平成26年6月9日 処分庁は、請求人に対し、法第63条の規定に基づき、保護開始日の翌月である同年2月に判明した本件口座及びB銀行の口座の預貯金の合計額である346,113円のうち、既に保有を容認した21,995円と開始時の最低生活費の5割である98,660円の差額である76,665円については保有を容認することとし、その残額である269,448円及び保護開始の翌々月に判明したC銀行の口座の預貯金の合計額である269,458円の返還を求める本件返還決定を行い、同月25日付けで請求人に通知した。

ク 請求人は、「処分庁が決定したことは、実情を無視したものであり不当である。」と主張している。また、処分庁が妻に対し聞き取りを行ったところ、本件口座については、名義人である妻は存在を把握しておらず、妻の妹が管理しており、本件口座の預貯金は自分達のものではないとのことであった。しかし、処分庁の担当者が請求人に対し「本人達のものではないと証明できない以上、

名義人である妻の預貯金と捉えざるを得ない。」と説明したにもかかわらず、妻の資産ではないという客観的な証拠の提出はなかったことから、本件口座の預貯金を妻の資産として認定したものである。

ケ 法第63条には、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とある。また、生活保護手帳別冊問答集問10-6-2では、「保護の開始翌月に判明した預貯金について、開始時の手持金として保有を認めることができるのは、既に保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の5割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法第63条により処理すること。また、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した場合は、その全額を法第63条により処理することとされたい。」とされている。

コ 本件返還決定について見てみると、保護開始日の翌月である2月に判明した本件口座及びB銀行の口座の預貯金の合計額である346,113円のうち、既に保有を容認した21,995円と開始時の最低生活費の5割である98,660円の差額である76,665円については保有を容認することとし、その残額である269,448円及び保護開始の翌々月に判明したC銀行の口座の預貯金の合計額である269,458円については法第63条に基づき返還を求めたものである。

(4) 弁明書と同時に処分庁が提出した資料によると、以下の趣旨の内容が認められること。

ア 平成26年2月20日付けのケース記録票には、「妻の預貯金発覚について 法第29条調査にてA銀行D支店に妻名義の預貯金計346,102円が発覚した。妻に架電し、事情を確認。

妻は口座の存在を把握しておらず、もしかしたら妻の妹が妻の子（出生時から施設に預けている子で、妻はほとんど関わりをとっていない）のために管理している通帳かもしれないとのこと。妻に、名義上妻の資産ととらえざるを得ず保護費の返還対象となること、妻の妹に事情を確認し、通帳の返却等を求めるよう話をしてくれるよう伝えておいた。」との記載があること。

イ 平成26年5月16日付けのケース記録票には、「＜法第63条に基づく返還金の決定について＞保護開始時における法第29条調査にて、B銀行より請求人の預貯金11円、A銀行より妻の預貯金計346,102円、C銀行より妻の預貯金10円の未申告預貯金が発覚した。請求人に確認したところ、B銀行とC銀行については、長らく使用していなかったため、申告を失念していたとのことであった。しかし、A銀行の口座について、同年2月20日に妻本人に確認したところ、妻は当該口座の存在を把握しておらず、生まれてからこれまで施設に入所している妻の子のために、妻の妹が管理している口座ではないかとのことであった。同月24日に妻の妹からの架電があり、口座について聞くと、当該口座が妻名義で妻の子のために管理しているもので間違いないと話した。また、妻の手元には届いていないものの、名義上妻の資産と認めざるを得ず、返還金が発生する旨を説明、妻はこれを了承した。なお、A銀行とB銀行からの法第29条調査の回答によって当該預貯金が発覚したのは、保護開始の翌月である同年2月14日及び同月26日であることから、手持ち金認定を行うものとする。」との記載があること。

ウ 平成26年1月31日付けの面接記録票には、保護申請時における請求人世帯の預貯金及び手持金については、22,724円である旨の記載があること。

(5) 平成27年1月23日付けで、請求人が審査庁に対して提出した反論書（以下「反論書」という。）には下記の内容があること。

ア 本件口座は妻が約30年前位に作ったもので、約20年前位か

ら妻は使用しておらず、妻の母が使用していたものであり、妻も忘れていたものである。

イ 本件口座が判明した時、処分庁の担当者は、妻の母や妻の妹に対して事実確認の問い合わせを行っているにも係らず、本件返還決定を行ったものである。

ウ 妻の母が本件口座の使用を認めている事で、請求人達のものではない事は証明されている。

エ 請求人達の保有していない、この預金に対しての本件返還決定は不当であり受け入れられない。

2 判 断

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(3) 「生活保護手帳（別冊問答集）2013」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問10の6の2の「開始翌月以降に判明した保護開始時の手持金」の（答）では、「保護の開始決定後に判明した預貯金が、意図的に隠蔽しよう

としたものでないと認められる場合であって、保護開始時の手持金と開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合については、同様に取り扱って差し支えない。なお、このとき保有を認めることができるのは、すでに保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の5割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法第63条により処理すること。また、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した場合は、その全額を法第63条により処理することとされたい。」と記載されている。

- (4) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(4)の認定事実のとおり、処分庁は、保護開始時に未申告であった請求人及び妻の預貯金346,113円が、保護の開始翌月に判明したため、前記(3)に基づき、保護開始時に保有を容認した手持金21,995円と請求人世帯の保護開始時の最低生活費の5割の額98,660円の差額の範囲内の額76,665円について保有を容認することとし、これを超える269,448円及び保護の開始翌々月に判明した保護開始時に未申告であった妻の預貯金10円の合計269,458円について、本件返還決定を行ったことが認められる。

なお、処分庁が保有を容認した手持金は21,995円であるものの、前記第2の1の(4)のウの認定事実のとおり、請求人世帯が保護開始時に保有していた手持金は22,724円であることから、本件返還決定額には違算の疑いのあることが認められる。

- (5) 処分庁は、請求人に対し、請求人及び妻のものではないと証明できない以上、名義人である妻の預貯金と捉えざるを得ないと説明したにもかかわらず、妻の資産ではないという客観的な証拠の提出はなかったことから、本件口座の預貯金を妻の資産として認定したものである旨主張する。



しかしながら、前記第2の1の(3)及び(4)の認定事実のとおり、処分庁は、妻が本件口座の存在を把握しておらず、妻の

妹が妻の子のために管理している通帳かもしれない旨申述していること、処分庁として妻に対して本件口座の通帳を妻の妹から返却してもらうよう求めていること、また、妻の妹は本件口座が妻名義ではあるが妻の子のために管理しているものである旨申述していること、さらに、妻の子は児童福祉施設に入所しており、妻と同居していないことから、妻の妹が妻の子のために本件口座を管理している旨の説明に一定の合理性があることから、本件口座については、妻の管理下にはない可能性があることを処分庁が認識していたことが認められる。

しかしながら、処分庁は、妻に対し、本件口座の通帳を妻の妹から返却してもらうよう伝達しているものの、その後、本件口座が誰の管理下にあるのか、本件口座への預入者は誰か、また、本件口座の出入金の状況などについて、具体的に調査した事実は認められない。確かに、請求人世帯より本件口座が請求人世帯のものではないという具体的な証拠の提出はなく、本件口座の預貯金が妻の利用し得る資産である可能性があるとしても、十分な調査も行わないまま、証拠の提出がないことだけをもって、妻が預金者であると認定することは拙速といわざるを得ない。

したがって、本件返還決定は、前記（１）から（３）に照らし、その判断及び手続に瑕疵があるものといわざるを得ず、取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成２８年１月１９日

審査庁 大阪府知事 松井



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。